

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 130
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

ベースアップ評価料 8月の報告について

2026年度診療報酬改定を受けて新点数の運用が6月から始まっています。新点数の運用上の疑問をQ A形式で整理します。今回は特に8月中に施設基準の報告が求められる項目の中で重要な点についてご紹介します。

なお、施設基準の報告に係る様式については、訂正等が頻回に行われている点を踏まえ、必ず中国四国厚生局のHPで最新の情報をご確認ください。

ベースアップ評価料（賃金改善実績報告書・賃金改善中間報告書の記載について）

Q ベースアップ評価料を届け出た医療機関は、「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」を提出することとされているが、どのような点に留意すべきか。

A 下記の通り

(1) 令和7年度の賃金改善**実績**報告書の記載に係る留意事項

- 報告期間：令和7年4月～令和8年3月
- 書式：賃金改善実績報告書様式（医療機関用・訪問看護ステーション用）
- その他の留意事項
 - ・ 様式95～97によりベースアップ評価料の届出を行った際に用いたExcelファイルの賃金改善計画書シートに変更が無い場合は、同Excelファイルに含まれる様式98の賃金改善実績報告書シートを用いることができる。
 - ・ 令和8年4月以降より新規でベースアップ評価料を算定した場合については、改善報告書は不要である。

(2) 令和8年度の賃金改善**中間**報告書の記載に係る留意事項

- 報告期間：令和8年6月～7月
- 書式：様式100の「賃金改善中間報告書」
 - ※ 同一の給与体系に基づく医療機関を複数保有する法人が、複数の医療機関を集約して中間報告を行う場合は同様式の別添2、それ以外の場合は別添1を用いて報告を行う。

＜賃金改善中間報告書の記載に係るワンポイントアドバイス＞

ベースアップ評価料の収入実績額（様式100の別添1、Ⅳ―2（9））について、一時的にベア評価料収入が賃金改善実績を上回った場合、様式100の別添1、Ⅵ（69）で「賃金改善充当不足」となるがその場合は、下記の通り対応する。

- ① 様式100の別添1又は2の「Ⅲ―2（中間報告書のみ）条例改正等が必要なため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合」の「(ii) その他の理由」にチェックし、理由を記載する。
- ② 理由の記載に当たっては、現状なぜベースアップ評価料の収入実績額を職員の賃上げに充当できていないのか、解消のための方針、施策を記載する。

【記載例】

患者の受診状況によってベア評価料収入に増減があり、賃金改善の原資が不足しない水準で賃金改善額を定めた。賃金改善実績を上回ったベア評価料収入について、追加のベアが困難な場合は定期的な一時金として全て支給する計画としている。